

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
府民文化部 府民文化総務課	<p>下記の普通財産について、公有財産台帳の異動登録を行っていないものがあった。</p> <p>施設名：女子大学大仙校舎</p> <table border="1" data-bbox="495 564 1558 753"> <thead> <tr> <th data-bbox="495 564 688 632">種別</th> <th data-bbox="688 564 1228 632">所在地番</th> <th data-bbox="1228 564 1558 632">公簿面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="495 632 688 753">土地</td> <td data-bbox="688 632 1228 753">誤) 大阪府堺市堺区五条通21番9 正) 大阪府堺市堺区大仙町260番36</td> <td data-bbox="1228 632 1558 753">160.00㎡</td> </tr> </tbody> </table>	種別	所在地番	公簿面積	土地	誤) 大阪府堺市堺区五条通21番9 正) 大阪府堺市堺区大仙町260番36	160.00㎡	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳の異動登録を行うとともに、大阪府公有財産規則等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (公有財産台帳) 第15条 財務部長は、一切の公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。 2 部局長等は、その所管する公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の異動登録) 第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の修正が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略）</p>	<p>検出事項について、公有財産台帳に異動登録を行った。 今後は、大阪府公有財産規則等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
種別	所在地番	公簿面積							
土地	誤) 大阪府堺市堺区五条通21番9 正) 大阪府堺市堺区大仙町260番36	160.00㎡							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月7日から同年7月5日まで）